

平成 22 年 11 月 26 日(金) 午後 3 時 公表

秋田県企画振興部 調査統計課

2010 年世界農林業センサス

農林業経営体調査 秋田県結果の概要(概数値)

(平成 22 年 2 月 1 日現在 速報)



農林業センサス

目 次

調査結果の概要	
はじめに	1
1. 農林業経営体	
(1) 農林業経営体数	2
(2) 組織形態別農林業経営体数	3
2. 農業経営体	
(1) 経営耕地の状況	3
(2) 経営耕地面積規模別経営体数	4
3. 林業経営体	
(1) 保有山林面積規模別経営体数	4
4. 販売農家	
(1) 専業・兼業別農家数	5
(2) 農業就業人口・平均年齢	5
(3) 主副業別農家数	6
5. 調査客体	
(1) 耕作放棄地	7
調査の概要	
1. 調査の目的	8
2. 調査の対象	8
3. 調査期日	8
4. 調査方法	8
5. 数値について	8
6. 用語の解説	9
(別添) 統計表(県計、市町村別)	
1. 農林業経営体	
(1) 農林業経営体数	1
(2) 組織形態別経営体数	2
2. 農業経営体	
(1) 組織形態別経営体数	4
(2) 経営耕地面積規模別経営体数	6
(3) 農産物販売金額規模別経営体数	8
(4) 農業経営組織別経営体数	10

(5) 経営耕地の状況	1 2
(6) 経営耕地面積	1 4
(7) 農業労働力(雇用者)	1 6
(8) 農業生産関連事業を行っている経営体の事業種別経営体数	1 7
(9) 農産物出荷先別経営体数	1 8
(10) 農産物販売金額 1 位の出荷先別経営体数	2 0
3 . 保有山林面積規模別林業経営体数及び素材生産量	2 2
4 . 総農家数等	2 3
5 . 販売農家	
(1) 主副業別農家数	2 4
(2) 専兼業別農家数	2 5
(3) 農業就業人口	2 6
6 . 耕作放棄地面積	2 8

調査結果の概要

調査結果の概要

はじめに

平成22年2月1日現在で実施した2010年世界農林業センサス（以下、「調査」といいます。）秋田県結果の概要は次のとおりです。

この調査は、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸々の施策や農林業に関する統計調査に必要な基礎資料を整備すること、国際連合食糧農業機関の提唱する2010年における世界統計計画の趣旨に従い各国農林業と比較するなど、日本の農林業の実態を明らかにすることを目的として実施したものです。

（「農業センサス」は昭和25年から5年ごとに、これに林業を加えた「農林業センサス」は10年ごとに実施していましたが、平成12年からは5年ごとに「農林業センサス」という形で実施しています。

また、「農林業センサス」は10年ごとに「世界農林業センサス」として調査を行っています。）

この調査は、農林業経営体が自分で調査票に記入・回答を行う「自計申告調査」として実施し、その数値を集計したものです。

今回公表するのは、調査の結果のうち、本書に記載の限られた項目のみです。

また、記載数値は「概数値」であるため、今後において変わることがあり得ますので、利用にあたっては十分留意されるようお願いいたします。

なお、確定値及び今回公表されなかった集計項目等については、平成23年3月以降、農林水産省より刊行物として公表される予定となっておりますのでご利用ください。

（詳細は「調査の概要」をご参照ください。）

1. 農林業経営体

(1) 農林業経営体数

農林業経営体は50,215経営体で、この内、農業を営んでいるのは48,521経営体、林業を営んでいるのは4,894経営体となっています。(農業経営体と林業経営体を兼ねるものがあるため、農林業経営体数とは一致しません。)

農業・林業経営体ともに減少しており、農業経営体については、5年前の前回調査(平成17年2月1日現在、以下「前回調査」と記載します。)結果と比べると12,738経営体(20.8%)の減少です。これは、表4「経営耕地面積規模別経営体数」などから経営耕地の規模の拡大が進んでいると考えられること、表7「農業就業人口・平均年齢」などから高齢化の進行が伺われること、また、一般的に言われている農業後継者不足などに伴い農業経営が減少していることによるものとみられます。

農林業経営体・・・農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う個人・団体・法人(以下、「経営体」と記載します。)

ア 経営耕地面積が30アール(以下、「a」と記載します。)以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が一定の外形基準以上の農業

ウ 権限により育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除きます。)を行うことができる山林(以下「保有山林」といいます。)の面積が3ヘクタール(以下、「ha」と記載します。)以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」の策定経営体又は調査期日前5年間に継続して育林又は伐採等の林業実施経営体に限ります。)

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200立方メートル(以下、「m³」)と記載します。)以上の素材を生産した経営体に限ります。)

農業経営体・・・「農林業経営体」の規定のうち上記ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う個人・団体・法人をいいます。

林業経営体・・・「農林業経営体」の規定のうち上記ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う個人・団体・法人経営体をいいます。

経営耕地面積・・・調査期日現在で農林業経営体が営んでいる耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計で、土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積です。

(以下、定義詳細は、別記「調査の概要 6.用語の解説」をご参照ください。)

表1 農林業経営体数(農林業経営体)

単位：経営体、%

	農林業 経営体	農業経営体		林業経営体	
			家族経営		家族経営
平成22年	50,215	48,521	47,504	4,894	4,131
平成17年	63,906	61,259	60,440	7,223	6,029
増減数(平22-17)	13,691	12,738	12,936	2,329	1,898
増減率(平22/17)	21.4	20.8	21.4	32.2	31.5

注：農業経営体と林業経営体を兼ねるものがあるため、農林業経営体数とは一致しません。

(2) 組織形態別農林業経営体数

農林業経営体の組織別内訳は、法人が 619 経営体、国・地方公共団体が 91 経営体、非法人（個人・任意団体等）が 49,505 経営体となっています。

前回調査結果と比べると、国・地方公共団体は平成の大合併後の調査であったため 25 経営体（21.6%）、個人経営を主とする非法人では農林業経営体の減少等により 13,744 経営体（21.7%）とそれぞれ減少している半面、法人は営農団体の法人化等により 78 経営体（14.4%）増加しています。

表2 組織形態別農林業経営体数（農林業経営体）

単位：経営体、%

	農林業 経営体	組織形態別			
		法人	国・地方 公共団体	非法人	個人経営体
平成 22 年	50,215	619	91	49,505	48,431
平成 17 年	63,906	541	116	63,249	61,896
増減数(平22-17)	13,691	78	25	13,744	13,465
増減率(平22/17)	21.4	14.4	21.6	21.7	21.8

2. 農業経営体

(1) 経営耕地の状況

農業経営体のうち、経営耕地のあるものは 47,998 経営体と、前回調査結果と比べて 12,628 経営体（20.8%）の減少で、農林業経営体の減少と連動しています。また、経営耕地面積は 128,647ha と前回調査結果より 165ha（0.1%）の減少で、経営体数が落ち込んだにもかかわらず、経営耕地面積の増減が少ないという結果となりました。

耕地種別では、田が 117,402ha（前回調査結果に比べ 32ha、0.0%減少）、畑が 9,272ha（同 104ha、1.1%増加）、樹園地が 1,974ha（同 236ha、10.7%減少）となっています。

また、借入耕地があるのは 15,179 経営体で、前回調査結果より 695 経営体（4.4%）の減少ですが、面積は 16,133ha（73.2%）の増加となり、次表などから借入により規模を拡大している経営体があるものと見受けられます。

表3 経営耕地の状況（農業経営体）

単位：経営体、ha、%

	経営耕地のあるもの		田		畑		樹園地	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
平成 22 年	47,998	128,647	46,742	117,402	27,922	9,272	3,422	1,974
平成 17 年	60,626	128,812	59,624	117,434	34,587	9,168	4,114	2,210
増減数(平22-17)	12,628	165	12,882	32	6,665	104	692	236
増減率(平22/17)	20.8	0.1	21.6	0.0	19.3	1.1	16.8	10.7

注：面積については、元数値を「ha」単位で表示しているため計が一致しないものがあります。

(つづき)

借入耕地	
経営体数	面積
15,179	38,166
15,874	22,033
695	16,133
4.4	73.2

(2) 経営耕地面積規模別経営体数

農業経営体の経営耕地面積別では、0.3～5.0ha までの各階層区分の全てにおいて前回調査に比べて減少するとともに、5ha 以上の全ての各階層区分で増加しています。また、構成比でも同様の傾向にあります。

その結果、1 経営体あたりの経営耕地面積は前回調査結果から 0.56ha 増加して 2.68ha となっています。

表 4 経営耕地面積規模別経営体数（農業経営体）

単位：経営体、ha、%

	総数 (計)	経営耕地 なし	0.3ha 未満	0.3以上～ 1.0未満	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 10.0	10.0ha 以上	1経営体当 たり経営耕 地面積(ha)
平成 22 年	48,521	523	342	15,348	14,356	7,249	5,573	3,285	1,845	2.68
平成 17 年	61,259	633	209	21,008	18,955	9,620	6,713	2,885	1,236	2.12
増減数(平22-17)	12,738	110	133	5,660	4,599	2,371	1,140	400	609	0.56
増減率(平22/17)	20.8	17.4	63.6	26.9	24.3	24.6	17.0	13.9	49.3	26.4
平 22 構成比	100.0	1.1	0.7	31.6	29.6	14.9	11.5	6.8	3.8	-
平 17 構成比	100.0	1.0	0.3	34.3	30.9	15.7	11.0	4.7	2.0	-

注：端数処理等の関係で合計値が合わないものがあります。

上記表より詳細階層区分のものを別記「統計表」に掲載しています。

3. 林業経営体

(1) 保有山林面積規模別経営体数

林業経営体数は次表のとおり 30% を超えて減少しています。また、その経営体を保有山林の面積階層別に見ると、ほぼ全ての階層で経営体数が減少する結果となりました。

(例えば、3ha 以上の山林を保有していても過去 5 年間に育林作業等を行っていない場合などは「林業経営体」の定義から外れ、この集計には入りません。また、県内に在住・所在する個人・法人などが保有する山林が調査対象であるため、県外に保有する山林も「保有山林面積」に含まれますのでご注意ください。)

林業経営体・・・「農林業経営体」の規定のうち次のいずれかに該当する事業を行う個人・団体・法人（再掲）の経営体をいいます。

ア 権限により育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除きます。）を行うことができる山林の面積が 3ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」の策定経営体又は調査期日前 5 年間に継続して育林又は伐採等の林業実施経営体に限ります。）

イ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 立方 m³ 以上の素材を生産した経営体に限ります。）

表 5 保有山林面積規模別経営体数（林業経営体）

単位：経営体、ha、%

	計	保有山林 なし	3ha未満	3以上～ 5未満	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
平成 22 年	4,894	64	57	1,431	1,476	951	318	245	184	168
平成 17 年	7,223	85	39	2,403	2,188	1,299	429	321	243	216
増減数(平22-17)	2,329	21	18	972	712	348	111	76	59	48
増減率(平22/17)	32.2	24.7	46.2	40.4	32.5	26.8	25.9	23.7	24.3	22.2
平 22 構成比	100.0	1.3	1.2	29.2	30.2	19.4	6.5	5.0	3.8	3.4
平 17 構成比	100.0	1.2	0.5	33.3	30.3	18.0	5.9	4.4	3.4	3.0

注：端数処理等の関係で合計値が合わないものがあります。

上記表より詳細階層区分のものを別記「統計表」に掲載しています。

4. 販売農家

(1) 専業・兼業別農家数

販売農家（農業経営体のうち団体・法人を含まない個人世帯）は 47,304 戸で、前回調査結果から 13,021 戸（21.6%）減少しており、農林業経営体と同様の減少傾向です。

販売農家の内、専業は 9,199 戸で、前回調査結果から 1,017 戸（12.4%）増加し、構成比でも上昇しており、1 経営体当たりの経営耕地面積が増加していること（表 4）や高齢化が伺われること（表 7）などから農業経営の専業化傾向がみられます。

また、専業農家が増加している反面、兼業農家が 14,038 戸（26.9%）減少するという著しい値を示し、販売農家の減少は兼業農家、特に農業所得より他の勤労所得等が主である第 2 種兼業農家の減少が影響した結果となっています。

販売農家・・・経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいいます。

農家・・・調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいいます。

専業農家・・・世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいいます。

兼業農家・・・世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいいます。

兼業従事者・・・調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した人又は農業以外の自営業に従事した人をいいます。

第 1 種兼業農家・農業所得を主とする兼業農家をいいます。

第 2 種兼業農家・農業所得を従とする兼業農家をいいます。

表 6 専業・兼業別農家数（販売農家）

単位：戸、%

	合 計	専 業	兼業計	兼業	
				第 1 種兼業	第 2 種兼業
平成 22 年	47,304	9,199	38,105	7,983	30,122
平成 17 年	60,325	8,182	52,143	10,259	41,884
増減数(平22-17)	13,021	1,017	14,038	2,276	11,762
増減率(平22/17)	21.6	12.4	26.9	22.2	28.1
平 22 構成比	100.0	19.4	80.6	16.9	63.7
平 17 構成比	100.0	13.6	86.4	17.0	69.4

注：構成比は合計に対する率です。

(2) 農業就業人口・平均年齢

自営農業のみ、又は主に自営農業に従事した人は 71,805 人と、前回調査結果に比べて 19,263 人（21.2%）の減少で、特に女性の減少が目立ちます。

また、農業就業人口の平均年齢は 65.6 歳と前回調査結果に比べて 1.7 歳高くなっており、就業人口男女計の年齢階層別でも 79 歳までの全ての階層で前回調査結果を下回っている反面、80 歳以上の各階層では増加しているとの結果から、農業就業者の高齢化が伺われます。人口減少が著しい階層は 65～69 歳及び 70～74 歳の 2 階層で、共に 5 千人を超えています。

農業就業人口・・・ 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した人又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した人のうち、自営農業が主の人をいいます。

表7 農業就業人口・平均年齢（販売農家）

単位：人、歳、%

	男女計	年 齢							
		男	女	15～29歳	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54
平成22年	71,805	35,653	36,152	2,612	840	964	1,172	1,876	3,612
平成17年	91,068	42,263	48,805	4,295	996	1,231	1,918	3,377	6,343
増減数(平22-17)	19,263	6,610	12,653	1,683	156	267	746	1,501	2,731
増減率(平22/17)	21.2	15.6	25.9	39.2	15.7	21.7	38.9	44.4	43.1

(つづき)

階	層 別							平均年齢 (歳)
	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上	
	7,155	10,140	10,404	12,777	11,604	6,472	2,177	65.6
	8,090	10,822	15,754	18,135	13,080	5,357	1,670	63.9
	935	682	5,350	5,358	1,476	1,115	507	1.7
	11.6	6.3	34.0	29.5	11.3	20.8	30.4	2.7

(3) 主副業別農家数

農家数が減少している中において、主副業別の構成比では「農業所得が主」の主業農家の割合が前回調査結果より増加し、「農外所得が主」の準主業農家の割合が減少しています。副業的農家は構成比で減少し、農家数でも7,650戸(25.2%)の減少数で、他業より大きくなっています。

主業農家・・・ 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

準主業農家・・・ 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいいます。

副業的農家・・・ 1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいいます。

農業専従者・・・ 調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した人をいいます。

表8 主副業別農家数（販売農家）

単位：戸、%

	計	主業農家	65歳未満の 農業専従者 がいる	準主業農家	65歳未満の 農業専従者 がいる	副業的農家
平成17年	60,325	11,323	8,387	18,695	4,431	30,307
増減数(平22-17)	13,021	1,239	1,220	4,132	414	7,650
増減率(平22/17)	21.6	10.9	14.5	22.1	9.3	25.2
平22構成比	100.0	21.3	15.2	30.8	8.5	47.9
平17構成比	100.0	18.8	13.9	31.0	7.3	50.2

注：構成比は計に対する率です。

5. 調査客体 (= 調査対象)

(1) 耕作放棄地

今回調査した全調査対象の耕作放棄地の合計は 7,412ha で前回調査結果から 623 ha (9.2%) 増加しています。

この耕作放棄地を「農家」などの種類・規模別に見ると、経営耕地面積等が比較的小規模な土地持ち非農家や自給的農家では前回調査結果から面積及び構成比ともに増加している反面、一定規模以上の経営耕地面積を有している販売農家では減少しています。

販売農家での減少は国や自治体、農業関係団体などの耕作放棄地を減少させる取り組みなどが要因とみられます。

耕作放棄地・・・以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地をいいます。

農家・・・調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a(再掲)未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいいます。

販売農家・・・経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上(再掲)の農家をいいます。

自給的農家・・・経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

土地持ち・・・農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいいます。

非農家

表9 耕作放棄地(調査客体 (= 調査対象))

単位：ha、%

	合計	農家計		土地持ち 非農家	
		販売農家	自給的農家		
平成22年	7,412	4,409	3,515	894	3,004
平成17年	6,789	4,597	3,908	689	2,192
増減数(平22-17)	623	188	393	205	812
増減率(平22/17)	9.2	4.1	10.1	29.8	37.0
平22構成比	100.0	59.5	47.4	12.1	40.5
平17構成比	100.0	67.7	57.6	10.1	32.3

注：面積については、元数値を「ha」単位で表示しているため計が一致しないものがあります。
構成比は合計に対する率です。